

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)	第1回 川西市斎場に係る指定管理者選定委員会		
事務局(担当課)	美化衛生部 衛生管理課		
開催日時	令和5年9月28日(木) 午前9時15分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	坂口 幸弘 委員長 西岡 秀爾 副委員長 山本 利映 委員 安本 秀彦 委員 中野 貴治 委員	
	その他	なし	
	事務局	美化衛生部長 美化衛生副部長 衛生管理課長 衛生管理課主任	
傍聴の可否	一部不可	傍聴者数	なし
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	審議事項 及び については、審査の視点(指定管理者選定基準)などの情報が、公表前に公になることにより、公平な競争環境を阻害するとともに、民間事業者の競争上の地位その他正当な利益を害し、又は契約に係る事務に関し本市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため、傍聴不可とする。		
会議次第	別紙「次第」のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		

## 審議經過

# 議 事 録

事務局	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今より川西市斎場に係る指定管理者選定委員会を開催いたします。</p> <p>辞令交付を行います。越田市長より辞令をお渡しいたします。</p> <p>お名前をお呼びいたしますので、お席でご起立願います。</p>
市 長	<p>(各委員へ委嘱状を交付)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、ここで越田市長からご挨拶申し上げます。</p>
市 長	<p>～あいさつ～</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは議事を進めていく前に、本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。本日は5名全員のご出席となりますので、川西市斎場に係る指定管理者選定委員会規則第6条の規定により、本日の選定委員会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>次に、次第4、委員長、副委員長の選出に移らせていただきます。川西市斎場に係る指定管理者選定委員会規則第5条第2項の規定により、「委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。」となっております。</p> <p>皆様、ご意見等はございませんでしょうか。</p> <p>(「事務局一任」の声あり)</p>
事務局	<p>事務局一任の声をいただきましたので、事務局よりご提案させていただきます。委員長に坂口委員、副委員長に西岡委員にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
事務局	<p>ご異議等がないようですので、委員長に坂口委員、副委員長に西岡委員にお願いいたします。坂口委員、西岡委員、委員長、副委員長席にお移りください。</p> <p>続きまして、次第5 諮問に移らせていただきます。越田市長よろしくお願いたします。</p>

市 長	( 諮問書を朗読し、委員長に手渡し )
事務局	ありがとうございました。それでは、越田市長は公務のため退席いたします。
	( 市長退席 )
事務局	それでは、次第 6 審議に移らせていただく前に、委員長の坂口様、副委員長の西岡様より一言ご挨拶をいただきます
	~ あいさつ ~
委員長	西岡副委員長、よろしくお願いいいたします。
	~ あいさつ ~
事務局	つづきまして、委員の皆さまの自己紹介をお願いいたします。
各委員	( 各委員自己紹介 )
事務局	ここで、事務局の紹介をさせていただきます。
	( 事務局紹介 )
事務局	<p>続きまして、資料の確認をお願いいたします。</p> <p>本日の次第、資料 1 から資料 4、「委員名簿」、本日お配りしております「座席表」、「川西市斎場に係る指定管理者選定委員会規則」です。もしない場合は挙手願います。</p> <p>それでは、ここからの司会は坂口委員長をお願いいたします。坂口委員長どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
委員長	それでは、審議の 会議公開運用要綱と会議公開に係る傍聴要領について事務局からご説明願います。
事務局	<p>それでは資料 1 をご覧ください。川西市斎場に係る指定管理者選定委員会会議公開運用要綱についてでございます。</p> <p>本要綱案は、川西市斎場に係る指定管理者選定委員会の公開の運用に関し必要な事項を定めようとするものです。</p>

<p>第1条は趣旨について定めております。</p> <p>第2条は、会議公開は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第10条の規定に基づき、付属機関等の設置状況及び会議の開催日時等の公表、会議の傍聴を認めること並びに会議録の公表等により行うことを定めております。</p> <p>第3条は、第1項では、第1号から第11号に掲げる事項を記載した付属機関等の設置状況を市政情報コーナーにおいて、閲覧の用に供することを定めております。</p> <p>第2項では、前項第11号の委員名簿は、役職等、氏名、選出基準等を記載することを定めております。</p> <p>第4条は、第1項では会議の開催日時等は、事前に公表することを定めております。</p> <p>第2項では第1号から第6号に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせを会議開催日の概ね1週間前までに市政情報コーナー及び市ホームページ等において閲覧の用に供することを定めております。</p> <p>第3項では、事務局が特に必要と認めるときは、開催日時等の市広報誌への掲載を市長に依頼することができることを定めております。</p> <p>第4項では、傍聴の可否について委員長が事務局と事前に協議して決定することを定めております。</p> <p>第5条は、何人も会議を傍聴できることを定めております。</p> <p>第6条は、第1項では会議は、原則として傍聴を認めることを。</p> <p>第2項では、会議の議題が、川西市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、会議の傍聴を認めないことを定めております。</p> <p>第3項では、傍聴人の定員について。</p> <p>第4項では、傍聴の受付について定めております。</p> <p>第5項では、川西市斎場に係る指定管理者選定委員会の会議公開に係る傍聴要領は、傍聴人への周知を図り、傍聴人はこれを遵守しなければならないことを定めております。</p> <p>第6項では、会議の傍聴を認める場合においては、傍聴人に会議次第及び必要に応じ会議資料等を配布することを定めております。</p> <p>第7項では、その他、会議の傍聴に関し必要な事項は別に定めることについて規定しております。</p> <p>第7条は、第1項では、事務局は、会議終了後遅延なく第1号から第8号に掲げる事項を記載した会議録を作成することを定めております。</p> <p>第2項では、会議録は、会議録に係る会議の開催日以後1カ月以内に委員会の承認を得るものとし、ただし特別の事情があると認める時は、この限りでないことを定めております。</p> <p>第3項では、前項の承認を得た会議録については、速やかに市政情報コ</p>
---

<p>委員長</p>	<p>ーナー及び市ホームページにおいて公表し、閲覧に供することを定めております。</p> <p>第4項では、川西市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、審議経過の全部又は一部を公表しないことができることを定めております。</p> <p>第5項では、事務局は、必要と認めるときは、会議結果の市広報誌への掲載を市長に依頼することができることを定めております。</p> <p>次に資料2をご覧ください。川西市斎場に係る指定管理者選定委員会の会議公開に係る傍聴要領についてでございます。</p> <p>本要領は、会議の傍聴に関し必要な事項を定めようとするものです。</p> <p>第1条は、趣旨について定めております。</p> <p>第2条は、傍聴手続きについて定めております。</p> <p>第3条は、第1項では、第1号から第6号のいずれかに該当するものは、傍聴できないことを定めております。</p> <p>第4条は、傍聴人は、第1号から第6号に掲げる事項を守らなければならないことについて定めております。</p> <p>第5条は、傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならないこと。ただし、特に委員長の許可を得た者はこの限りでないことを定めております。</p> <p>第6条は、傍聴人は、傍聴を認めない旨の決定がなされたときは、速やかに退場しなければならないことを定めております。</p> <p>第7条は、傍聴人は、係員の指示に従わなければならないことを定めております。</p> <p>第8条は、傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができることを定めております。</p> <p>本日、傍聴者ゼロとなっておりますが、議題6の 及び につきましては、今回の審査の視点であります指定管理者選定基準などの情報が公表前に公になることにより公平な競争環境を阻害する恐れがあるため一部を非公開及び傍聴を不可とさせていただきたいと考えております。</p> <p>以上で、会議公開運用要綱及び会議公開に係る傍聴要綱の説明を終わらせていただきます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。皆様いかがでしょうか。川西市では、参画と協働のまちづくり推進条例第10条の規定に基づき、付属機関の会議の公開が責務として位置づけられているようです。</p> <p>この資料1の会議運用要綱及び資料2の傍聴要領のとおりでよろしいでしょうか。傍聴人についてはいかがですか。第4条の第4項に傍聴の可</p>
------------	---

<p>委員</p>	<p>否については、委員長が事務局と事前に協議して決まるとなっていますが、本日の審議内容は、先ほど説明がありました、川西市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当すると認めてよろしいかと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>では傍聴に関しましてはお認めいただいたとさせていただきます。 また、7条に基づき会議録を作成する必要がありますから、この会議の状況を録音されますが、皆様ご異議ございませんか。</p>
<p>委員長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、同傍聴要領に従いご対応いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、審議事項 川西市斎場の指定管理者募集の要項、指定管理者の選定方法や評価方法について事務局からご説明願います。</p>
<p>委員長</p>	<p>(非公開部分)</p> <p>いかがでしょうか。なければ次に進めさせていただきます。では その他について、ご説明の方をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>その他として、次回の日程の調整ですが、11月2日の9時からということをお願いいたします。もし委員の中でここは駄目というのであれば仰ってください。場所は後日ご連絡させていただきます。</p> <p>ご質問等ございませんようでしたら、以上での審議を終わらせていただきます。</p>
<p>委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>